平成25年5月24日

各　　位

会　社　名　エン・ジャパン株式会社
（コード番号　4849）
代表者名　代表取締役社長　　鈴木　孝二
問合せ先　常務取締役
管理本部長　　藤野　孝
（TEL.03－3342－4506）

株式分割、単元株制度の採用、配当予想の修正及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用、配当予想の修正及び定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、平成25年６月26日（水）開催予定の第13回定時株主総会において「定款一部変更の件」（単元未満株主に関する権利の新設）を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

１．株式分割、単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」によって、今後は証券取引所での株式の取引単位が100株に集約されることを踏まえ、当社株式の分割を実施するとともに、単元株制度の採用を行います。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

２．株式分割の概要

(1)分割の方法

平成25年９月30日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき、100株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

本日（平成25年５月24日）現在の発行済株式総数を基準に計算すると、以下のとおりとなります。

①株式分割前の発行済株式総数　　：　246,418株
②今回の分割により増加する株式数　：　24,395,382株
③株式分割後の発行済株式総数　　：　24,641,800株
④株式分割後の発行可能株式総数　　：　93,600,000株

※上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3)分割の日程

①基準日の公告日　　：　平成25年９月13日（金）
②基準日　　：　平成25年９月30日（月）
③効力発生日　　：　平成25年10月１日（火）

(4)資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5)新株予約権行使価額等の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たりの行使価額を平成25年10月１日（火）以降、以下のとおり調整いたします。また、新株予約権の目的となる株式の数についても比例的に調整され、調整により生じる１円未満の端数は切り上げられます。

第２回新株予約権（平成16年３月30日の株主総会特別決議に基づき発行）
調整前行使価額　：　193,173円
調整後行使価額　：　1,932円

第３回新株予約権（平成17年３月29日の株主総会特別決議に基づき発行）
調整前行使価額　：　385,000円
調整後行使価額　：　3,850円

第４回新株予約権（平成18年３月29日の株主総会特別決議に基づき発行）
調整前行使価額　：　653,000円
調整後行使価額　：　6,530円

３．期末配当予想の修正

平成26年３月期の配当予想につきましては、当社普通株式１株を100株に分割することに伴い、平成25年５月10日に発表いたしました平成26年３月期の１株当たり期末配当予想2,150円を、21.5円に修正いたします。

なお本件は、上記株式分割に伴う配当予想の修正であり、平成25年５月10日発表の配当予想に実質的な変更はございません。

	１株当たり配当金		
	第２四半期末	期末	合計
前回予想 （平成25年５月10日）	円　銭 0　00	円　銭 2,150　00	円　銭 2,150　00
今回修正予想	円　銭 0　00	円　銭 21　50	円　銭 21　50
前期実績 （平成25年３月期）	円　銭 0　00	円　銭 1,950　00	円　銭 1,950　00

４．単元株制度の採用

上記２．の株式分割の効力発生を条件として、株式分割の効力発生日である平成25年10月１日（火）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

※平成25年９月26日（木）をもって、大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社株式の

売買単位は１株から100株に変更されます。

５．定款の一部変更

(1)定款変更の理由及び内容（発行可能株式総数の変更及び単元株式数の新設）

上記２．の株式分割及び４.の単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第２項及び会社法第191条第１項の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月１日（火）をもって当社定款の一部を変更いたします。発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更し、第７条（単元株式数）の新設を行うものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、936,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、93,600,000株とする。
（新設）	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
第７条～第37条（条文省略）	第８条～第38条（現行どおり）
（新設）	附　則 第１条　第６条（発行可能株式総数）の変更及び第７条（単元株式数）の新設、ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月１日をもってその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。

(2)定款変更の理由及び内容（単元未満株主に関する権利の新設）

上記４．の単元株制度の採用に伴い、単元未満株主の権利を明確化するため、平成25年６月26日（水）開催予定の当社第13回定時株主総会に、第８条（単元未満株主に関する権利）の新設を付議するものであります。なお、この定款変更の効力発生日は、平成25年10月１日（火）となります。

変更の内容は次のとおりであります。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（単元未満株主に関する権利） 第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 ２．取得請求権付株式の取得を請求する権利 ３．募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条～第 38 条（条文省略）	第９条～第 39 条（現行どおり）
附　則 第１条　第６条（発行可能株式総数）の変更及び第７条（単元株式数）の新設、ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成 25 年 10 月１日をもってその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。	附　則 第１条　第６条（発行可能株式総数）の変更、第７条（単元株式数）及び第８条（単元未満株主に関する権利）の新設、ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月１日をもってその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。

以　上